

告示第 59 号

無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱（平成 11 年告示第 15 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「424,896 円」を「432,900 円」に改め、同号イ(ア)中「1,036,620 円」を「1,056,120 円」に改め、同号イ(イ)中「1,039,620 円」を「1,059,120 円」に改め、同号ウ(ア)中「829,296 円」を「844,896 円」に改め、同号ウ(イ)中「831,696 円」を「847,296 円」に改める。

第 5 条中「35,408 円」を「36,075 円」に、「86,385 円」を「88,010 円」に、「86,635 円」を「88,260 円」に、「69,108 円」を「70,408 円」に、「69,308 円」を「70,608 円」に改める。